



	三木市記者発表資料	(令和3年4	月23日発表)
担当部課名	担当長		電話番号
新型コロナウ イルス対策本 部事務局	総合政策部危機管理課長 山 健康福祉部健康増進課長 後 リワクチン接種対策室長 岩	後藤洋子	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル

内容

4月23日に政府が兵庫県を含む4都府県を対象とした緊急事態宣言を発令が決定しました。これを受け、三木市では4月23日午後5時30分から第59回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県の対策に基づき市の対策について協議を行い、以下の通り決定しました。

記

1 期 間 令和3年4月25日(日)から5月11日(火)まで (今後の感染者の状況により変更する場合がある)

2 市の対策について

- (1) 公共施設・社会教育施設等(各施設の対応状況は別表のとおり) 屋内、屋外とも原則的に閉鎖する。
- (2) 市立公民館の閉館に伴い、三木市地域ふれあいバスを(口吉川線・別所線・自由が丘線・細川線)運休する。
- (3) 市職員の勤務体制

テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。

ただし、令和3年4月採用の新任職員は、対象外とする。

セールスポイント

兵庫県内で新規感染者が拡大傾向にあること、また、医療提供も体制も危機的 状況にあることから、県が政府に対して緊急事態宣言の発出を要請され、23 日 に政府が緊急事態宣言の発令を決定されました。

市としましては、兵庫県の対処方針に基づき、原則、公共施設の閉鎖を行うなどの感染防止対策を講じることにより、新規感染者数の減少を図ります。